

第1項 交流とひろばづくりの推進

世代間交流や自治会、各種団体などの地域活動の支援を行うとともに、交流の機会を積極的に創設してコミュニティ活動の活性化を図ります。

また、まちづくりに対する人材育成や自主的なまちづくり団体の活動・育成・支援に努め、交流・参加型のまちづくりをめざします。

【施策の体系】

~~~~~  
第1節 町民参加 1. 協働によるまちづくりの推進

~~~~~  
第2節 交 流 1. 交流活動の推進
~~~~~

## 第1節 町民参加

### 【現況と課題】

- ・ 地方分権の進展など地方自治体を取り巻く環境が急速に変化する中、これまでの行政主導による公的サービスの提供を維持していくことが次第に難しくなりつつある一方、行政からのサービス提供だけでなく、自分たちが住む地域の課題に積極的に関わっていかうとする住民も増えつつあります。

これからのまちづくりは、住民の自発的なまちづくりへの参加や意識高揚など、住民、行政、事業者などあらゆる主体が適切な役割分担と責任のもと、連携・協力した協働社会を目指し、協働によるまちづくりに対する取り組みを進めていくことが求められています。

本町においても、各種計画策定における委員やワークショップなど、多くの町民の方がまちづくりに対する取り組みに参加しており、NPOやボランティア団体などによる多種多様な町民活動も活発に行われています。

今後とも、町民が主体となった自主的な活動や協働によるまちづくりを進めていくためには、まちづくりへの関心をより一層高め、より多くの方がまちづくりに参加してもらうための工夫や仕組みが必要となってきます。

### 【施策の方向】

- ・ 町民が気軽にまちづくりや行政運営に参画できる機会の拡充に努めるとともに、まちづくりへの町民の自主的な活動に対する支援や町民活動における人材確保や育成などを図り、協働によるまちづくりを推進します。

### 【施策の概要】

## 1. 協働によるまちづくりの推進

### (1) 町民参加の推進

- ア. 政策立案段階から政策実現段階に至る様々な場面において、町民がまちづくりや行政運営に参画できる機会の拡充に努めるとともに、**パブリック・コメント制度**※1の導入などによる、町民と行政との**パートナーシップ**※2を推進
- イ. 行政運営に対する相互理解や認識を深めるため、広報紙、ホームページ、職員出前講座などを活用したまちづくりに関する情報を積極的に提供するとともに、まちづくりに対する参加意識の高揚を推進
- ウ. 自治体運営の基本理念・基本原則、住民の権利、町長・職員の責務、議会の責務、住民参加の方法など、住民自治に基づいたまちづくりについての条例化などを検討

## (2) 市民活動環境の充実

- ア. 町民の自主的かつ主体的な活動に対する支援を図るとともに、地域づくりに取り組むための活動拠点場所の確保など、活動環境の整備を促進
- イ. ボランティア団体や**特定非営利活動法人（NPO）**※3などとの連携により、地域福祉、防災、防犯、環境美化、青少年の健全育成など、様々な活動に関する参加を促進
- ウ. ボランティア活動のコーディネートや活動機会の確保を推進

## (3) 活動団体や人材の育成

- ア. 自立的な住民活動や実践活動を積極的に取り組む住民団体やグループの育成や支援を推進
- イ. 様々な知恵や経験などを持つ人材が積極的にまちづくりに参加できるような人材登録の制度化を図ることにより、人材発掘や育成を推進
- ウ. ボランティア活動への理解と参加を求め、地域が主体となった地域づくり活動などに対する支援を推進

### 【数値目標】

| 評価指標     | 現況（2005年度） | 2010年度目標数値 |
|----------|------------|------------|
| NPO活動団体数 | 4団体        | 7団体        |

### 【主な実施項目】

- |                 |             |
|-----------------|-------------|
| ・パブリックコメント制度の導入 | ・住民団体の育成・支援 |
| ・市民活動環境の整備      | ・人材登録制度の整備  |

### 【用語説明】

- ※1 パブリックコメント制度 … 重要な政策を決定する際に、その原案を公表し、寄せられた意見や情報を政策形成に反映させていく制度。
- ※2 パートナーシップ … 市民との対等・平等な協力関係、提携のこと。
- ※3 特定非営利法人（NPO） … 民間の団体や組織であることが前提の営利を目的としない「非営利団体」で、収益事業を行っても構わないが、得た利益を関係者に配分してはならず、営利より社会的使命を優先させて活動する組織のこと。

## 第2節 交流

### 【現況と課題】

- ・ 都市化や核家族化などの進展により、地域における交流や住民同士のつながりが希薄化する一方、価値観や生活スタイルの多様化により、それぞれの**ライフステージ**※<sub>1</sub>や嗜好性に応じた活動が活発に行われる地域社会を形成していくことが求められています。

また、地域活動やスポーツ活動などの様々な活動により、年齢や世代などを超えた相互交流や結びつきを図ることも重要となってきます。

本町においては、町内24の地域で自治会・町内会が形成されており、各地域において多くの町民主体の取り組みが積極的に行われ、地域の福祉向上や交流を図るうえで中心的な役割を果たしています。

町外における交流活動としては、**姉妹都市**※<sub>2</sub>を中心とした様々な取り組みを行っています。

今後とも、町民相互のふれあいや連帯感を高めるための地域行事やスポーツ、催し、文化活動など、世代を超えて気軽に交流できる環境づくりや地域コミュニティを形成していく必要があると同時に、姉妹都市などを通じた町外における交流活動についても、町民などが主体となり積極的な取り組みをしていく必要があります。

### 【施策の方向】

- ・ 主体的に地域づくりに取り組むための**コミュニティ活動**※<sub>3</sub>の促進を図るとともに、町民相互や世代間、姉妹都市など様々な交流に気軽に参加できる環境づくりや地域コミュニティの形成を進めます。



## 【施策の概要】

### 1. 交流活動の推進

#### (1) コミュニティ活動の推進

- ア. 自治会など既存の地域組織を基盤とした地域コミュニティのあり方を検討するとともに、コミュニティに対する構成意識の高揚を促進
- イ. 主体的に地域づくりに取り組むコミュニティ活動に対する支援を推進
- ウ. **世代交流センター「さざんか荘」**※4や地域会館・集会所などを中心に、地域や世代を超えた様々な人が交流できる機会や場所の確保を推進
- エ. 地域の活動拠点となる地域会館などの整備を推進

#### (2) 姉妹都市との交流

- ア. 町民が主体となった姉妹都市との交流活動に対する取り組みを促進するとともに、町民が参加しやすい環境づくりや啓発活動を推進
- イ. 異なる文化や価値観を認め合い、お互いの理解が深められるような国際理解教育を推進するとともに、町内在住の外国人との交流機会づくりなど、身近なところにおける国際交流を推進

### 【主な実施項目】

- |                 |             |
|-----------------|-------------|
| ・ 地域会館の改修、整備    | ・ 市民活動環境の整備 |
| ・ 世代交流センターの施設整備 | ・ 姉妹都市との交流  |

### 【用語説明】

- ※1 ライフステージ … 乳幼児期、学齢期、青年期、壮年期、高齢期など人間の一生をいくつかに分けて考えた段階。
- ※2 姉妹都市 … 米国デイトン市（昭和43年締結）、ラシン市（昭和57年締結）、長野県小諸市（昭和48年締結）、岐阜県中津川市（平成17年締結）
- ※3 コミュニティ活動 … 地域社会を基盤とする住民の自発的な活動。
- ※4 世代交流センター「さざんか荘」 … 高齢者福祉の向上、町民の健康増進及び子育て支援を図り、かつ、世代間の交流を推進するため虫窪地区に設置した施設

## 第2項 開かれた町政と情報化の推進

さまざまな手段や機会を通じて、広報・広聴活動を充実するとともに、情報公開の一層の推進を図り、町民と行政が同じ問題意識を持ちまちづくりに取り組めるよう、情報の共有化に努め、町民と行政との協働によるまちづくりを推進します。

### 【施 策 の 体 系】

~~~~~  
第1節 広 報・広 聴

1. 広報・広聴活動の推進

~~~~~  
第2節 情 報 化

1. 情報化の推進

2. 情報公開と個人情報保護

~~~~~

第1節 広報・広聴

【現況と課題】

- ・ 住民ニーズの多様化・高度化に伴い行政需要は増大しており、住民と行政のコミュニケーションをより緊密にすることにより、住民主体の協働によるまちづくりが実現されます。

住民との相互理解や信頼関係を図るためには、より一層の情報の共有化が必要であり、広報・広聴の役割は大変重要なものとなっています。

本町においては、「広報おおいそ」をはじめ、ホームページやケーブルテレビ※¹などによる広報活動を推進し、町政に関する様々な情報を町民に提供することにより情報の共有化を図っている一方、町民からの意見や要望を受け付ける「まちづくりの箱」や、各種アンケート調査、町民対話集会などの広聴活動を推進し、町民の声を各種施策や計画に反映するよう努めています。

今後もさらに、正確で的確な行政情報を迅速に提供していく広報活動を進めるとともに、多様化する行政需要に対処するためにも、町民の声を聴く機会を拡充し、広報と広聴を連動した、よりきめ細かな行政サービスの充実に向けた活動を進める必要があります。

【施策の方向】

- ・ 町政に関する正確な情報を迅速かつ的確に分かりやすく町民に提供するとともに、まちづくりに対する意向や満足度を的確に把握し、町政運営に反映させる体制を推進します。



【施策の概要】

1. 広報・広聴活動の推進

(1) 広報活動の充実

- ア. 「広報おいそ」がさらに町民に親しまれるよう、分かりやすい内容や誌面の充実に努めるとともに、町民参加による誌面づくりなどによる広報紙の提供を推進
- イ. コミュニティ放送※2やケーブルテレビ、メールマガジン※3などを活用し、町の催しなどの情報提供を充実
- ウ. NPO法人などとの連携によるホームページの迅速かつ効率的な編集体制を進めるとともに、見やすく、適時性のある情報提供を推進
- エ. 町内各地域にある広報掲示板を利用した情報提供を進めるとともに、情報伝達手段や手法についての調査研究を推進

(2) 広聴活動の充実

- ア. 町民意識調査、まちづくりの箱、町民対話集会などの活用により、町民の声や意識を把握する機会を確保・拡充し、相互理解と共通認識による行政運営を推進
- イ. 調査広聴や集団広聴など各種広聴における、町民などからの意見等に対する処理経過や結果について、迅速に公表する仕組みや制度づくりなどの広聴機能体制を構築

【数値目標】

評価指標	現況（2005年度）	2010年度目標数値
町ホームページに満足を感じている人の割合	50%	70%

※現況数値は2003年度現在

【主な実施項目】

・メールマガジンの発行 ・町民意識調査の実施	・携帯電話を利用したの情報提供 ・町民対話集会の開催
---------------------------	-------------------------------

【用語説明】

- ※1 ケーブルテレビ … 専用のケーブルを引いて、テレビに接続するだけで一般のテレビ放送や多彩な専門チャンネルが見れる回線でアンテナが不要なので建物による電波障害もない。
- ※2 コミュニティ放送 … 放送エリアが小さくより地域に密着した番組を放送しているFM放送局。
- ※3 メールマガジン … 電子メールを使って創刊する雑誌で、ホームページから購読申込（メールアドレスの登録）をすると定期的または不定期に、必要な情報が自動的にメールマガジン購読者宛に電子メールで送られてくる仕組みで、電子メールを受信できる人なら誰でも読むことができる。

第2節 情報化

【現況と課題】

- ・ 高度化、多様化する町民ニーズに対応した質の高い行政サービスの提供や、開かれた町政運営を推進し、行政情報を広く公表していくためには、地域情報化や行政情報化の確立をめざした情報化施策は必要不可欠となっています。

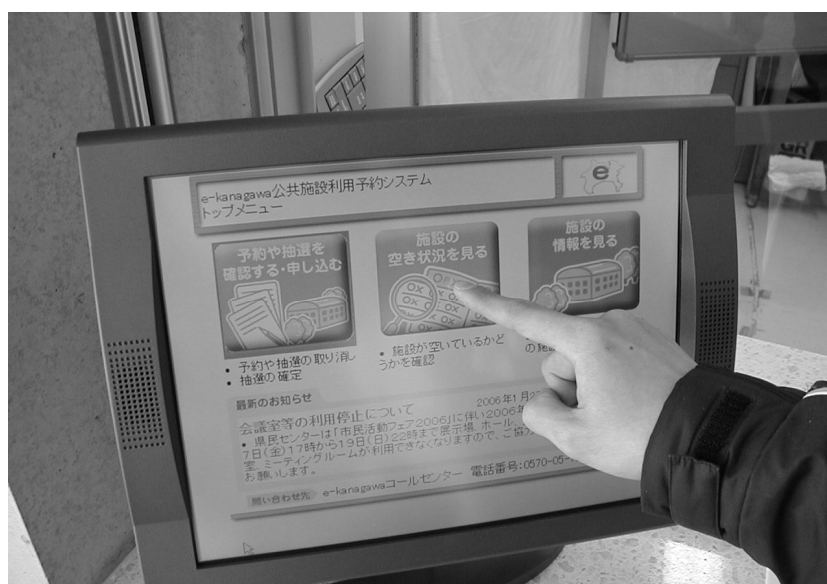
本町においては、情報通信技術の高度化により、**ケーブルテレビ回線**※1を利用したインターネットの普及が2000年（平成12年）から進んでおり、行政情報の提供手段や伝達時間などにおいて効率の向上が図られています。

また、行政の情報化の進展とともに、町民の町政に関する知る権利を保障し、町の諸活動について説明責任が果たせるよう、1998年（平成10年）には情報公開条例を施行し、2000年（平成12年）には、個人情報の不適切な取扱によって侵害されるおそれのある私生活に係る権利利益などに適切に対応するための個人情報保護条例を施行し、公正で開かれた町政の推進に努めています。

今後は、誰にでも利用しやすい情報化に対するシステムづくりが求められていると同時に、情報化社会に適切に対応した利用の仕方やルールづくりが必要となってくるとともに、情報公開や個人情報に対する更なる適正な運用を図る必要があります。

【施策の方向】

- ・ 町民ニーズに沿った情報提供や情報サービスの充実を図るための情報ネットワーク整備を推進するとともに、情報化に対応した教育などを進めることにより、情報化時代を担う人材の育成を図ります。
- ・ すべての町民に分かりやすい情報を適切に公表できる情報公開制度をめざすとともに、個人情報の適正な取り扱いを確保することによる、個人情報保護の徹底を推進します。



【施策の概要】

1. 情報化の推進

(1) 情報化環境の整備

- ア. 高度情報化社会に対応した情報化を計画的かつ総合的に推進
- イ. 行政情報の迅速かつ効果的な提供や効率的な行財政運営を図るため、行政運営に関する行政情報化を推進
- ウ. 各種行政手続きや施設利用における利便性の向上、手続きの簡便化などを進めるため、行政サービスに関する情報化を推進

(2) 情報化社会への対応

- ア. 学校教育や生涯学習などを通じ、情報化に対応した人材を育む情報化教育や高度情報化社会に対応したマナー教育を推進
- イ. 情報分野の専門的な知識を有する指導者の育成や、NPO法人などの市民活動団体との連携により、町民の情報活用能力の向上を推進

2. 情報公開と個人情報保護

(1) 情報公開の推進

- ア. 情報公開条例にもとづき、公文書の適切な保存管理と公開を行うことにより、町民の町政に対する信頼を高め、公正で開かれた町政運営を推進
- イ. 情報公開制度の周知・啓発の推進
- ウ. 開かれた町政のもとで町民参加による協働のまちづくりを推進するため、すべての町民に分かりやすい情報を適切に提供できる伝達手段や機会を充実
- エ. 各種計画策定などにおける政策形成過程の段階から情報公開が図られる制度や手続などを検討

(2) 個人情報保護の推進

- ア. 個人情報の取り扱いに関する職員資質を向上し、個人情報保護条例に基づく個人情報の適正な取り扱いを確保することによる個人情報保護の徹底を図るとともに、制度に対する適切な運用を推進
- イ. 町が保有する個人情報における保護やセキュリティ対策の徹底を図るとともに、個人情報の適切な維持管理を推進
- ウ. 情報システムの開発・運用にあたり個人情報保護条例に基づき、適切な対応を行うとともに、高度情報通信社会に対応した個人情報保護対策を充実

【主な実施項目】

- | | |
|----------------|--------------|
| ・電子申請届出システムの導入 | ・電子計算システムの更新 |
| ・電子入札システムの導入 | ・戸籍システムの電子化 |

【用語説明】

- ※1 ケーブルテレビ回線 … 専用のケーブルを引いて、テレビに接続するだけで一般のテレビ放送や多彩な専門チャンネルが見れる回線でアンテナが不要なので建物による電波障害もない。

第3項 効率的な行財政の運営

多種多様な行政需要や地方分権の推進に的確に対応するため、長期的な財政状況を見据えるとともに、行政管理システムの構築、広域行政など効率的な行政運営に努め、積極的に行財政改革を推進します。

【施 策 の 体 系】

~~~~~  
第1節 行財政運営

1. 行財政改革の推進

~~~~~

第1節 行財政運営

【現況と課題】

- ・ 急速な社会経済情勢の変動などにより、複雑多様化する行政需要や行政課題に対し、従来にも増して自らの判断と責任に基づき、柔軟かつ効率的に対応できる行政運営を図るとともに、自治体相互間の連携による広域行政を推進し、行政サービスの提供を図っていく必要性があります。

財政運営につきましても、国の**三位一体改革**※1により税源移譲が予定されていますが、国庫補助金や**地方交付税**※2等の削減額にあった移譲額が期待出来ないことに加え、**公債費**※3をはじめとする**義務的経費**※4の増加など、今後とも厳しい財政状況が推移するものと予想され、長期的な財政計画のもと、財源の重点的かつ効率的な配分が必要となってきます。

本町においては、2003年（平成15年）に『大磯町第3次行政改革大綱』、2005年（平成17年）には『大磯町財政健全化計画』※5を策定し、行財政改革の着実かつ徹底した取り組みを進めており、今後も引き続き、健全かつ効率的な行財政運営の確立をめざすとともに、近隣市町との連携による広域行政に向けた取り組みを進め、行政需要の多様化や町民の生活圏の広域化に対応した行政サービスを図っていく必要があります。

【施策の方向】

- ・ 多様化する町民ニーズを的確に把握し対応できる行政運営に努め、町民の立場に立った町民本位の質の高い行政サービスを推進するとともに、財政収支不足の解消に努め、自立した財政運営の維持を図ります。

【施策の概要】

1. 行財政改革の推進

（1）行政運営の推進

- ア. 行政関与の妥当性や必要性、受益と負担の公平性及び行政の効率性や有効性などを十分検証し、政策体系全体の目標達成や優先度評価による事務事業の整理合理化を推進
- イ. 行政の責任範囲、経費負担のあり方及び行政効果などを十分精査することにより、民間活力の導入や補助金などの整理合理化を進め、行政運営の効率化を推進
- ウ. 公共施設の適正管理や運営形態の見直し及び検証を図るとともに、地域福祉活動の向上に向けた施設の有効活用を推進
- エ. サービス精神と経営感覚に立脚した簡素かつ効率的な行政運営を図るとともに、町の実情に応じた創意工夫を講じた総合的な行政サービスや施策の展開を推進

（2）行政機構の合理化

- ア. 多様化・高度化する町民ニーズに対応できる柔軟かつ機動的な組織づくりを推進するとともに、『大磯町第2次定員適正化計画』※6に基づき適正な職員定数管理を推進

- イ. 給与、昇格、配置などの人事管理の適正化を図るため、職員の能力評価や業績評価を重視する人事評価制度の推進
- ウ. 分権時代にふさわしい職員の人材育成を図るため、効果的な職員研修などの実施による職員の能力開発と人材管理の推進

(3) 財政運営の推進

- ア. 最少の経費で最大の効果を挙げられるよう、予算の厳正な執行を図るとともに、『大磯町財政健全化計画』に基づき財政収支不足の解消に努め、自立した財政運営の維持を推進
- イ. 税・料などの徴収率の向上や受益者負担の適正化、基金や町有財産の有効活用などによる自主財源の確保を図るとともに、新たな財源確保に対する調査・研究を推進
- ウ. 職員給与水準や諸手当などの見直しによる人件費の適正化を推進

(4) 広域行政の推進

- ア. 広域化する行政需要や地域共通の課題に対し、国・県・近隣市町と連携・協力し、広域的視点における取り組みに向けた調査・研究を推進
- イ. 近隣市町との連携による施設の相互間利用や行政サービスの拡充など、広域行政に向けた取り組みを推進

【数値目標】

評価指標	現況（2005年度）	2010年度目標数値
町職員の数	289人	260人

【主な実施項目】

・第4次行政改革大綱の策定	・人材育成基本計画の策定
・財政健全化計画の改訂	・指定管理者制度の導入

【用語説明】

- ※1 三位一体改革 … 地方への国からの補助金と地方交付税、国から地方への税源移譲の三種類の改革を同時に進めることを意味し、2004年度から本格的に実施されている小泉内閣の構造改革の一つ。
- ※2 地方交付税 … 地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税のそれぞれの一定割合の額を国が地方公共団体に対して交付する税。
- ※3 公債費 … 地方公共団体が借り入れた地方債の返済金。
- ※4 義務的経費 … 地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ、任意に削減できない極めて硬直性の強い経費で、職員給与等の人件費、児童手当や生活保護費などの扶助費、借入金の返済金の公債費からなる。
- ※5 大磯町財政健全化計画 … 財源不足を解消しながら、今後の行政ニーズに弾力的かつ的確に対応できる財政構造を作り上げるため、財政の健全化に向けた取り組みを計画的に行うための計画。
- ※6 大磯町第2次定員適正化計画 … 地方公共団体における職員定員の管理適正化を図るための計画であり、計画職員数について適正化計画は総務省の指示している定員モデル値を参考とする。